

奈良県選挙管理委員会告示第八十七号

奈良県選挙管理委員会事務局の標準的な職を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

奈良県選挙管理委員会事務局の標準的な職を定める規程

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、奈良県選挙管理委員会事務局の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
一 奈良県選挙管理委員会規程（昭和二十九年十月奈良県選挙管理委員会告示第五号。以下「委員会規程」という。）第十二条第二項に規定する事務局長の属する職制上の段階	事務局長
二 委員会規程第十二条第二項に規定する事務局次長の属する職制上の段階	事務局次長
三 委員会規程第十二条第二項に規定する事務局長及び事務局次長以外の職員の属する職制上の段階	書記

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。